

# 物件調書

[土地]

土地の表示	台帳地目	台帳地積	実測地積	所有・登記名義
佐與1425番12	宅地	26.94 m <sup>2</sup>	26.94 m <sup>2</sup>	飯塚市
佐與1427番10	宅地	42.17 m <sup>2</sup>	42.17 m <sup>2</sup>	
佐與1427番44	宅地	228.79 m <sup>2</sup>	228.79 m <sup>2</sup>	
佐與1427番45	宅地	161.23 m <sup>2</sup>	161.23 m <sup>2</sup>	
合計		459.13 m <sup>2</sup>	459.13 m <sup>2</sup>	—

第三者占有無	無	所有権以外の甲区・乙区の権利	無
画地の形状等	<p><b>形状：</b> 南北長約24m、東西長約25mの不整形地です。</p> <p><b>接面状況：</b> 北西側、南側とは開渠の道路側溝で隔てられており、前面道路とは北西側は等高で南側は約1m～2m高くなっています。</p> <p><b>接道状況：</b> 北西側市道「石丸団地13号線」（幅員約4.1m）及び南側市道「大畑・六反畑線」（幅員約5.7m）とは接道しておりますが、開渠の道路側溝が設置されています。車両等の乗入れが必要な場合は、自費施工により、床版等の設置が必要になります。詳細については、颯田支所 経済建設課にお問い合わせください。</p>		

法令等に基づく制限について					
区域区分	非線引都市計画区域	地域・地区等	無	私道の負担等	無
用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率	60%	容積率	200%
立地適正化計画	都市機能誘導区域外・居住誘導区域内			埋蔵文化財	不明
宅地造成工事規制区域・造成宅地防災区域	区域外	地盤調査	未実施		
土砂災害警戒区域	区域外	土壌汚染	指定区域外・調査未実施		
その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法による各種制限があります</li> <li>・建築基準法22条区域</li> <li>・飯塚市立地適正化計画に基づく届出制（都市機能誘導区域外）</li> </ul>				

支障物件等その他
九電本柱が一本設置されています。

敷地と道路の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記：前面道路には開渠の道路側溝が設置されています。車両等の乗入れが必要な場合は、自費施工により、床版等の設置が必要になります。</li> </ul>

供給処理施設の整備状況について

上水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 上水道課	TEL0948-22-0380
下水道（区域外）	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 下水道課	TEL0948-22-0380
電気	【問い合わせ先】	九州電力株式会社 飯塚営業所	TEL0120-986-104
ガス	【問い合わせ先】	プロパンガス	各ガス会社へ

最寄りの公共施設	飯塚市役所頼田支所	北東方	約0.6 km	(直線距離)
	飯塚市立小中一貫校 頼田校	北東方	約1.3 km	(直線距離)

最寄りの交通施設	コミュニティバス (石丸団地)	南南東方	約0.1 km	(直線距離)
----------	--------------------	------	---------	--------

最寄りの利便施設	ローソン飯塚口原店	北北東方	約0.4 km	(直線距離)
----------	-----------	------	---------	--------

○売却物件

- ① 本物件は現状有姿での売払いとなります。
- ② 本物件の地域は飯塚市立地適正化計画に基づく「都市機能誘導区域外」に該当するため建築物の種類によっては、届出が必要になる場合があります。
- ③ 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ④ 埋蔵文化財について、飯塚市文化課文化財保護推進室との協議をお願いします。

○利用条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。